

日医発第 764 号（情シ）（保険）
令和 8 年 7 月 21 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
常任理事 江澤 和彦
（公印省略）

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 1 月 7 日付 日医発第 1016 号（情シ）（保険）「「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について（再周知依頼）」にて、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る助成金の申請期限についてお知らせしました。その中で申請期限が「当分の間」とされ、具体的な期日は追ってお知らせすることとされていましたが、今般、申請期限が「令和 8 年 9 月 30 日」と設定され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

本助成事業については今年度で終了するとのことですが、本機能を必要とする医療機関に十分に普及したことを確認できるまでは助成事業が継続されるよう、日本医師会として、国に働きかけております。一方で十分に普及したことが確認できた場合には、本助成事業は終了するため、本機能の導入がお済でない医療機関におかれましては、本助成事業が行われている期間での導入をご検討いただければと思います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金の申請期限】

変更前：当分の間

変更後：令和 8 年 9 月 30 日

【医療扶助のオンライン資格確認概要ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010113

【医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金の詳細ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室

TEL：03-5253-1111（内線 2829）

【別添資料】

- ・事務連絡：「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について（周知依頼）
- ・周知用リーフレット

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 13 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
(周知依頼)

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護制度においては、令和 6 年 3 月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています（※1）。

医療機関等におかれましては、医療扶助のオンライン資格確認を導入する際、レセプトコンピューター等（以下「レセコン等」という。）の改修が必要となるところ、厚生労働省では令和 5 年度から、レセコン等の改修費用等に係る助成事業（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業）を実施しており、随時、「医療機関等向け総合ポータルサイト」において周知を図ってまいりました。

昨年 12 月以降、当該助成金の申請期限を「当分の間」とし、具体的な期日は追ってお示しすることとしていましたが、このたび、申請期限を「令和 8 年 9 月 30 日」と設定しましたので、お知らせします。

医療扶助のオンライン資格確認については、医療機関等に対して導入が義務付けられているものではないものの、医療機関等における事務効率化の観点や、受診された生活保護受給者について診療情報・薬剤情報の閲覧等を通じてより良い医療サービスを提供いただく観点から、既に多くの医療機関で導入いただいています（※2）。

本助成金は今年度で終了となります。未導入の医療機関等におかれましては、早期のレセコン等の改修に向けて積極的なご検討をお願いします。また、導入済ではあるものの助成金を申請していない医療機関等におかれましても、早期に申請いただきますようお願いします。

貴会におかれましては、本事業の実施について、本事務連絡及び別添にて、改めて会員への周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

※1 急迫した事由その他やむを得ない事情（医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む。）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を実施。

※2 指定医療機関における導入率：22.5%（R6.4.1） → 66.9%（R8.4.6）
なお、各福祉事務所においても、ごく一部の地域を除いて資格情報を登録済。

記

1. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を実施済みの病院、診療所、薬局

※ 申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要です。ご準備できた段階で、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請ください。

＜ 医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について ＞

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

2. 補助金の内容：

- ① 病院：上限 28.3 万円 ※事業費（上限 56.6 万円）の 1／2 を補助
- ② 大型チェーン薬局：上限 3.6 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 1／2 を補助
- ③ 診療所、②以外の薬局：上限 5.4 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 3／4 を補助

3. 申請期限

令和 8 年 9 月 30 日（水）

※ 本助成金は今年度で終了となります。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室
TEL：03-5253-1111（内線 2829）

医療扶助助成金未申請の

医療機関・薬局の皆様

期限: 令和8年9月30日

医療扶助のオンライン資格確認の 助成金は今年度で終了します

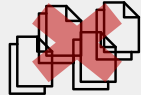
導入により実現されること

請求事務の負担が軽減、
紙の医療券が不要に



医療機関等

紙の医療券



マイナンバーカードを用いて
被保護者の資格情報を
取り込むことが可能

マイナンバーカード



医療機関端末

マイナンバーカードをお持ちでない方も
受給者番号等によりオンライン資格確認を
行うことで、紙の医療券を不要とする予定

生活保護受給者の
診療情報・薬剤情報等の閲覧・
電子処方箋等の活用



医療機関等

マイナンバー
カード



被保護者
*本人同意済



医療機関端末

マイナ保険証と同様に診療情報等が閲覧
可能になるほか、電子処方箋管理サービ
スのスムーズな利用が可能に

助成金額

- 本助成金は**今年度をもって終了**します。
- 申請金額の合計が**予算上限に達した場合は受付を停止**します。**早期の申請**をお願いします。

病院

28.3万円(上限)

事業額の56.6万円を上限に
その1/2を補助

診療所/薬局
(大型チェーン薬局以外)

5.4万円(上限)

事業額の7.3万円を上限に
その3/4を補助

大型チェーン薬局
(グループで処方箋の受付が
月4万回以上の薬局)

3.6万円(上限)

事業額の7.3万円を上限に
その1/2を補助

お問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

▼お問い合わせフォーム



9月末の申請期限に間に合うよう 早期にシステム事業者にご相談をお願いします！

助成金の申請には、**導入作業に係る領収書の添付**が必要です。

申請期限までに余裕をもって領収書が発行されるよう、**早めのご対応**をお願いいたします。

● 助成金申請の流れ



- 導入作業は**軽微な対応**で済む場合があります。また**リモートにて改修が可能**な場合もあります。
- レセコン等のリプレイスを待たずに、早期導入に向けてシステム事業者にご相談**ください。
- 「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」など**関連機能とセットで導入**すると更に効率的です。

● 医療扶助のオンライン資格確認導入に向けた作業



機器・ネットワークは、
医療保険オンライン資格確認の
ものを活用できるため、
追加の導入・設置は不要



既存システム（レセコン、電子カルテシステム、薬局システム）への、
パッケージソフト適用、操作確認のみ実施※1,2

※1 パッケージソフト適用、運用準備に係る費用は助成金の対象となります。
※2 具体の改修範囲・内容はシステム事業者ともご相談ください。

● 導入が完了した医療機関・薬局の声



病院・診療所

請求情報の誤入力・返戻対応が減り、
請求業務が効率化しました。

過去の薬剤情報を**確認**できるようになり、
重複処方を防ぐことができました。



薬局

詳細は下記の案内をご確認ください。

- 医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き
- 医療機関等向け総合ポータルサイトのお知らせ

▼ 導入の手引き



▼ お知らせ

